

京都市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 18 年 3 月 28 日

京都市長 棚 本 賴 兼

京都市規則第 160 号

京都市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人福祉センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

別記様式注以外の部分中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)